# 公立・公的医療機関等の具体的 対応方針の再検証等について

千葉県医療審議会合同部会(令和2年1月29日開催)資料(抜粋)

### 報告事項

- ○具体的対応方針の再検証について
- ○重点支援区域について

# 再検証対象の公立・公的医療機関等への対応

### 「診療実績が特に少ない」の基準について

すべての分析領域で「診療実績が特に少ない」の要件に該当する医療機関に対し、具体的対応方針の再検証を要請する。

### 「類似かつ近接」の基準について

⇒ すべての分析領域で「類似かつ近接」の要件に<u>該当する医療機関に対し、具体的対応方針の再検証を要請</u>する。また、該当する医療機関がある構想区域については、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議する。

厚生労働省医政局長通知(令和2年1月17日医政発0117第4号) 「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」より

# 再検証の流れ

国から再検証要請 医療機関内部での 検討の実施 10病院 が該当 調整会議での協議 5圏域 が該当 国に対する 議論状況の報告

「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の 記載を基本として再検証の実施を要請

※「類似かつ近接」については、人口100万人以上の構想区域を除く。

#### 検討事項

- ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割(既に近接医療機関と機能分化・連携が図れている状況や引き続き急性期病床が必要な理由があれば併せて記載)
- ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動
- 各医療機関の検討結果について、妥当性を確認の上 で再検証を実施
- 構想区域全体における、領域ごとの 2025 年の各医療機関の役割分担の方向性等(必要に応じて病床数や 医療機能を含む)を検討し、区域全体の医療提供体 制について協議を実施

# 再検証対象以外の公立・公的医療機関等への対応

### 病床機能報告が行われていない医療機関

☆ 策定済の具体的対応方針の妥当性について、地域医療構想調整会議で改めて説明するように要請する。

### 「診療実績が特に少ない」または「類似かつ近接」と された分析領域が一部ある医療機関

☆ 該当する医療機関の具体的対応方針について、地域 医療構想調整会議において改めて議論を求める。

> 厚生労働省医政局長通知(令和2年1月17日医政発0117第4号) 「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」より

# 一部領域で基準に該当する病院への検討要請

#### 調整会議での協議

9圏域 が該当

> 個別医療機関の具体的 対応方針について見直しが 必要という意見が出る場合

- 策定済の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論を実施
- 平成29年度以降、役割や病床数の変更を伴っていない医療機関については、具体的対応方針の妥当性を確認

### 医療機関内部での 検討の実施

#### 検討事項

具体的対応方針の見直しを検討

調整会議での協議

具体的対応方針の見直し結果について協議を実施

国に対する 議論状況の報告

# 各分析基準により抽出される病院

○ 「特に診療実績が少ない」の基準(A基準)に該当する病院

同規模の構想区域に所在する **全国の公立・公的医療機関等 と比較**して、当該領域の実績 が相対的に少ない場合



当該領域の診療を 実施していない 場合(当該領域の 診療実績が0件)

○ 「類似かつ近接」の基準(B基準)に該当する病院

構想区域内に所在する 全病院(民間含む)と比較して 当該領域の実績が一定基準 以下の病院で、車20分以内に、 同じ診療を行う病院がある場合



当該領域の診療を 実施していない 場合(当該領域の 診療実績が0件)

⇒ 診療を実施していない領域であり、2025年に向けて当該領域の役割を担う予定がない場合も、便宜上、各基準に該当する病院としてチェック(●)が付いていることに留意が必要。

# 具体的対応方針の再検証等の要請先

再検証対象医療機関

医療圏名	各医療機関名						
千葉	千葉県千葉リハビリテーションセンター 独立行政法人国立病院機構千葉東病院 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院 千葉市立青葉病院						
香取海匝	銚子市立病院 国保多古中央病院						
山武長生夷隅	東陽病院						
安房	南房総市立富山国保病院 鴨川市立国保病院						
君津	国保直営君津中央病院 大佐和分院						

平成29年度病床機能報告 未報告医療機関

医療圏名	各医療機関名
香取海匝	国保匝瑳市民病院
安房	鋸南町国民健康保険鋸南病院

# 重点対象支援区域の概要

### 重点支援区域の対象事例

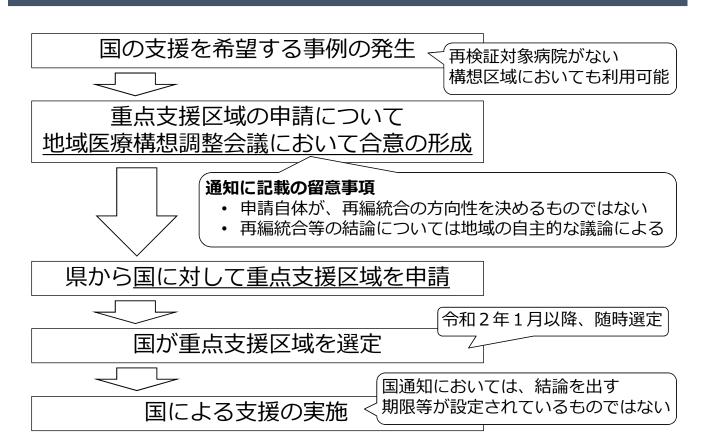
- ① 複数医療機関の再編統合事例※ 単一医療機関のダウンサイジングは対象ではない
- ② 再検証対象医療機関が対象となっていない再編統合 事例も対象
- ③ 複数区域にまたがる再編統合事例も対象

### 重点支援区域に対する国による支援の内容

- ○病院に対する財政的支援
  - ・ 統廃合を伴う病床ダウンサイジングに対して一層 手厚く支援
- ○地域医療構想調整会議に対する技術的支援
  - 地域の医療事情に関するデータ提供
  - 議論の場・講演会などへの国職員の出席

厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(令和2年1月10日医政地発0110第1号) 「重点支援区域の申請について(依頼) | より

# 重点対象支援区域の申請等の流れ



医政発 0117 第 4 号 令和 2 年 1 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

地域医療構想(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)の実現に向けては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において「公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める」とされたことを踏まえ、公立・公的医療機関等については、地域の医療需要等を勘案し、地域の民間医療機関では担うことができない機能に重点化していただくよう、将来に向けた担うべき役割や病床数の具体的対応方針を策定し、地域医療構想調整会議(同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)で合意されるよう取組を推進してきたところである。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、「地域医療構想に関するワーキンググループ」で分析方法等について検討を重ね、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を行った。

ついては、当該分析結果を踏まえた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

#### 1. 具体的対応方針の再検証等について

#### (1) 基本的な考え方

地域医療構想の実現に向けては、医療機関の診療実績等にも着目した上で、住民 に必要な医療を、質が高く効率的な形で不足なく提供できるかという視点の議論が 不可欠である。

これまでも、各地域では地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るための様々な努力を重ねながら、公立・公的医療機関等の具体的対応方針を中心に協議が継続されてきたが、今般、さらにその取組を進めていく観点から、厚生労働省において、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」等で公立・公的医療機関等に求められている役割や疾病との関係性を踏まえ、一定の診療領域を設定し、各公立・公的医療機関等について領域ごとに以下の要件に該当するか判定することで、当該医療機関でなければ担うことができない機能に重点化が図られているかについて分析を行った。

- ① 診療実績が特に少ない(診療実績が無い場合も含む。)。
- ② 構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している(診療実績が無い場合も含む。以下「類似かつ近接」という。)。

各都道府県は、この厚生労働省における分析の結果、(2)に示す一定の基準に合致した公立・公的医療機関等に対し、各構想区域における地域医療構想調整会議で合意された当該公立・公的医療機関等の具体的対応方針が、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているか再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し合意を得るよう求めていただきたい。その際、地域の実情に応じて、民間医療機関の参加も得ながら、将来を見据えた構想区域全体の医療提供体制についても議論していただきたい。

なお、厚生労働省が行った分析は、あくまで現状で把握可能なデータを用いる手法に留まるものである。このため、分析結果をもって、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くされたい。

#### (2) 再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証について

都道府県は、別途厚生労働省から提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」において、「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している、又は「類似かつ近接」の要件に6領域全て(人口100万人以上の構想区域を除く。)該当している公立・公的医療機関等(以下「再検証対象医療機関」という。)に対し、具体的対応方針について再検討するよう要請すること。

都道府県から要請を受けた再検証対象医療機関は、以下①~③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において、再検証を経た上で合意を得ること。

① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の

変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割

- ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性(他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等)
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

この際、再検証対象医療機関は、既に病床数や病床機能の再編等について、一定の対応をとることで地域医療構想調整会議の合意を得ている場合においても、構想 区域内の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、その合意内容の妥 当性について明示的かつ丁寧な説明を行い、改めて合意を得ること。

なお、再検証対象医療機関の中には、今回の分析において設定した領域以外の一部の診療領域に特化し、疾患特性に応じて一定の急性期機能を有しており、特定の領域において地域の民間医療機関では担うことのできない高度・先進医療や政策医療を提供している等、地域にとって重要な役割を担っている場合もある。

このため、具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想調整会議の協議の際、当該再検証対象医療機関は、自医療機関が特定の領域において担う役割及び医療機能等について明示的かつ丁寧に説明すること。都道府県は、その説明内容や構想区域内の他の医療機関の診療実績等を踏まえ、当該再検証対象医療機関の具体的対応方針の妥当性について確認する等、慎重に議論を進めること。

#### (3) 構想区域全体の 2025 年の医療提供体制の検証について

再検証対象医療機関のうち、「類似かつ近接」の要件に6領域全て(人口100万人以上の構想区域を除く。)該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域については、類似の実績を有する医療機関が領域ごとに異なることから、機能分化・連携や機能再編等の相手方の医療機関が領域ごとに異なり、複数にわたることが考えられる。

このため、都道府県は、当該構想区域の地域医療構想調整会議において、「類似かつ近接」の要件に6領域全て(人口100万人以上の構想区域を除く。)該当している公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る協議を行うとともに、構想区域全体における、領域(今般分析対象とした6領域を必ず含むものとし、必要に応じて他の領域を含めるものとする。)ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等(必要に応じて、病床数や医療機能を含む。)について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

この際、別途提供する「公立・公的医療機関等と競合すると考えられる民間医療機関リスト」等を参考に、再検証対象医療機関や当該領域において「類似かつ近接」とされた公立・公的医療機関等のほか、地域の状況を踏まえ、必要な民間医療機関の参加を得た上で議論すること。

なお、都道府県は、「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域においても、当該医療機関の周辺にある医療機関との役割分担等を改めて整理する観点から、構想区域全体における2025年の各医療機関の役割分担の方向性等(必要に応じて、病床数や医療機能を含む。)につい

て検討する必要があると判断する場合には、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

(4) 一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に 該当した公立・公的医療機関等への対応

都道府県は、別途提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」のうち、再検証対象医療機関でなくとも、一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」(人口 100 万人以上の構想区域を除く。)の要件に該当した公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論すること。この際、当該医療機関のうち、2019 年 3 月末までに策定し合意された具体的対応方針が、第 7 次医療計画における役割及び平成 29 年度病床機能報告上の病床数からの変更を伴っていない医療機関等については、構想区域の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、当該医療機関の具体的対応方針の妥当性について改めて確認するなどし、引き続き議論を進めること。議論の結果、具体的対応方針の見直しが必要とされた医療機関については、見直しを行った具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において協議の上、合意を得ること。

(5) 平成29年度病床機能報告における未報告医療機関等への対応

今回の厚生労働省による分析は、平成 29 年度病床機能報告において報告された各 医療機関の診療実績データ等を用いて行ったため、公立・公的医療機関等のうちの 平成 29 年度病床機能報告未報告等医療機関(以下「平成 29 年度未報告等医療機 関」という。) については分析を実施していない。

このため、今回分析を実施した公立・公的医療機関等との公平性の観点から、都道府県は平成29年度未報告等医療機関に対し、当該医療機関が策定した具体的対応方針の妥当性について、地域医療構想調整会議において改めて説明するよう要請すること。

都道府県から要請を受けた平成29年度未報告等医療機関は、今般、厚生労働省が 実施した分析方法や直近の自医療機関の診療実績等を踏まえ、具体的対応方針の妥 当性を地域医療構想調整会議において説明し、合意を得ること。合意を得られなか った場合は、その理由を踏まえた具体的対応方針の見直しを行い、改めて協議の 上、合意を得ること。

#### 2. 具体的対応方針の再検証等の期限及び議論の状況把握について

地域医療構想調整会議の今後の具体的対応方針の再検証等に係る協議の具体的な進め 方については、地域医療構想調整会議における議論の状況を踏まえた上で整理する必要 があることから、今後、厚生労働省において随時状況の把握を行うことを想定してい る。

このため、当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお

願いする。

その上で、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」(令和元年 12 月 19 日)において、民間医療機関の対応方針策定の促進のための方策の議論等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020(仮)」に向けた工程表の具体化を図ることとしており、2020年度から 2025年までの具体的な進め方については、状況把握の結果を踏まえ、また、地方自治体の意見も踏まえながら、厚生労働省において整理の上、改めて通知する。

なお、これまでと同様、令和2年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、都道府県における地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況を勘案することとし、具体的には、各都道府県における具体的対応方針の再検証等に係る議論の状況について考慮することとする。

#### 3. 留意事項について

都道府県は、地域医療構想調整会議における公立・公的医療機関等の具体的対応方針 の再検証等に係る協議に当たり、以下の点について留意すること。

- (1) 公立・公的医療機関等のうち、公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に当たっては、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意の上、協議を進めること。
- (2) 別途厚生労働省から提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析 結果」だけでなく、地域の将来推計人口及びそれに基づく疾患別の医療需要の推 移に関するデータやDPCデータ等、都道府県及び地域医療構想調整会議が利用 可能な情報を活用し、地域の実情に関する知見も補いながら、協議を進めること。

また、都道府県全体の地域医療構想の方向性や第三者の視点を反映する観点から、都道府県単位の地域医療構想調整会議や地域医療構想アドバイザーを活用すること等も検討すること。

- (3) 別途厚生労働省から提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析 結果」のうち、平成29年度病床機能報告の報告後に、医療機関の廃止並びに高度 急性期及び急性期機能の廃止が行われた公立・公的医療機関等については、改め て地域医療構想調整会議において議論する必要はないこと。
- (4) 今後、人口 100 万人以上の構想区域の公立・公的医療機関等についても、「類似かつ近接」に係る具体的対応方針の再検証等に必要な検討を追って整理することとしていること。

#### 4. 地域医療構想調整会議の運営について

都道府県は、地域医療構想調整会議の実効性を高める運営に努めるとともに、また、 定例的に開催する公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想 調整会議について、医療関係者や地域住民等の関心が高いことも想定されることから、 原則、会議資料や議事録等を速やかに公表するよう努めること。

ただし、別途依頼する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」等の都

道府県による最終確認を踏まえて厚生労働省が当該資料を確定するまでに、当該資料を 用いて具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想調整会議を開催する場合は、当該資 料やそれに関する議事録については非公表として取り扱うこと。

また、個別具体的な診療領域、医療機関に話題が及ぶ場合等が想定されることから、 構想区域の実情にあわせて、医療機関同士の意見交換や個別相談等の随時開催を組み合 わせながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られ、忌憚のない意見交換ができ るよう工夫すること。

医政地発 0110 第 1 号 令和 2 年 1 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公印省略)

#### 重点支援区域の申請について(依頼)

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされています。

地域医療構想の実現に向け、重点支援区域の選定を希望する都道府県におかれましては、別添様式にて申請いただきますようお願いします。なお、申請に当たっては、別紙資料を参照いただき、以下の担当者へ必要書類を郵送の上、申請願います。申請は随時募集することとしますが、1月中を目途に1回目の重点支援区域の選定を行う予定です。

#### 【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 計画係 板井、浅川

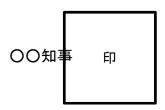
03-5253-1111 (内線 2557, 2661)

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

 〇 〇 第
 号

 令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿



#### 重点支援区域の申請について

標記について、関係書類を添えて、次のとおり重点支援区域の申請を行う。なお、当該申請について地域医療構想調整会議の合意を得たことを申し添える。

- 1 地域医療構想区域名
- 2 再編統合(機能連携等を含む)の対象となる医療機関名
- 3 関係書類
  - •重点支援区域に関する情報提供(別紙)

# 重点支援区域に関する情報提供

### 都道府県:

対象構想区域		
支援が必要な		
理由		
(自由記載)		
対象医療機関の	・設置主体、施設名、総病床数	
概要		
(別添資料も記載)		
構想区域内の	公 立: 施設(〇〇床)	
医療機関数	公 的: 施設(〇〇床)	
	民間: 施設(〇〇床)	
今後の方向性		
(設置主体等で		
考え方が異なる		
場合全てを記載		
して下さい。)		
現在の議論の		
進捗状況		
必要としている		
支援		
<b>人</b> [及		
その他参考と		
なる事項		

# 対象医療機関の概要

設置主体							
施設名							
病床機能別病床数	申請	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
	時 の						
標榜診療科	状 況						
病床機能別病床数	2 0 2	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
	5 年						
標榜診療科	の 予 定						
職員数		合計	医師	看護師	技能職	事務職	その他
机夹处							
病院建物建築年次							
医師供給大学							

設置主体							
施設名							
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
標榜診療科							
病床機能別病床数	2 0 2 5 年	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
標榜診療科	の予定						
職員数		合計	医師	看護師	技能職	事務職	その他
病院建物建築年次							
医師供給大学							

#### 重点支援区域について

#### 1. 背景

● 経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされた。

#### 2. 重点支援区域の選定の基本的な考え方

- 地域医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議の議論が不可欠であるため、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、都道府県は重点支援区域申請を行う。
- 都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省は重点支援区域を複数回に分けて選定する。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、再編統合の方向性を決めるものではない上、重点支援区域に選定された後も再編統合等の結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。

#### 3. 重点支援区域における事例としての対象

- ① 複数医療機関の再編統合\*\*事例であること。(単一医療機関のダウンサイジングは対象ではない)
  - ※ 再編統合には、地域の医療提供体制の現状や将来像を踏まえつつ、 個々に医療機関の医療提供内容の見直しを行うため、
    - ・ 医療の効率化の観点から、ダウンサイジングや、機能の分化・ 連携、集約化
    - ・ 不足ない医療提供の観点から、機能転換・連携等の選択肢が含まれる。
- ② (再検証の対象ではない医療機関についても、地域の医療提供体制の現 状や将来像を踏まえ、個々の医療機関の医療提供内容の見直しを行うこ とを促進する観点から、)再検証対象医療機関\*が対象となっていない再 編統合事例も、対象となり得る。
  - ※ 今回分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」

(診療実績がない場合も含む。)が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」(診療実績がない場合も含む。)が6領域(人口 100万人以上の構想区域を除く。)全てとなっている公立・公的医療機関等

- ③ 複数区域にまたがる再編統合事例も、対象となり得る。その場合は、 該当する区域全ての地域医療構想調整会議において、重点支援区域 申請を行う旨合意を得ることとする。なお、基本的には、同一都道 府県内での再編統合事例を想定しているが、都道府県をまたぐ事例 の申請については、個別に厚生労働省に照会されたい。
- 4. 重点支援区域として優先的に選定する再編統合事例

再編統合を検討するにあたり、以下のような論点が多岐に渡る事例を優先 して重点支援区域に選定する。なお、再検証対象医療機関が含まれる再編統 合事例かどうかは、選定の優先順位に関係しない。

- ① 複数設置主体による再編統合を検討する事例
- ② できる限り多数(少なくとも関係病院の総病床数の10%以上)の病床数を削減する統廃合を検討する事例
- ③ 異なる大学病院等からの医師派遣を受けている医療機関の再編統合を検討する事例
- ④ 人口規模、関係者の多さ等から、より困難が予想される事例

#### 5. 支援内容

- 財政的支援は別添参照
- 技術的支援

(地域医療構想調整会議)

- ・地域の医療事情に関するデータ提供
- ・依頼に基づき議論の場・講演会などへの国職員の出席

#### (都道府県)

- ・関係者との議論を行う際の資料作成支援
- ・依頼に基づき議論の場・住民説明会などへの国職員の出席
- ・関係者の協議の場の設定

#### 6. スケジュール

重点支援区域申請は随時募集することとするが、1月中をメドに一回目の 重点支援区域の選定を行う予定。

# 地域医療構想の実現を図るための病床ダウンサイジング支援について

別添

令和2年度予算案:84億円

○ 地域医療構想の実現を図る観点から、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施する。 【補助スキーム:定額補助(国10/10)】

〇 当該補助制度は令和2年度限りとし、令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床ダウンサイジング支援を実施する。

### 「病床削減」に伴う財政支援

稼働病棟より病床を削減した病院等(統廃合により廃止する場合も含む。)に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付。 ※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

### 「統廃合」に伴う財政支援

【統合支援】統廃合(廃止病院あり)を伴う病床削減を行う場合の コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼 働率に応じた額を関係病院全体へ交付(配分は関係病院で調整)。

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。

【利子補給】統廃合を伴う病床削減を行う場合において、<u>廃止される病院の残債を統廃合後残る病院に承継させる</u>場合、当該<u>引継債務</u>に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付。

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。

